

能登半島地震の被害を教訓とし、条例を改正

災害時の給排水復旧工事を迅速に

焼津市下水道条例等の一部を改正する条例の制定

Q 条例改正の経緯は。

A 能登半島地震にて、給排水管の復旧が遅れたことを受け、改正するものである。

Q 他市の改正状況は。

A 島田市は6月に改正済みであり、藤枝市と吉田町は現行条例で対応できるため、改正予定は無いとのことである。

Q 災害時以外に想定される場面はあるか。

A 災害時を主に想定している。

令和6年度焼津市水道事業会計決算認定及び剰余金処分案

Q 年間給水量と年間有収水量の差は。

A 主に消火活動、水道管の更新工事、水道管の老朽化に伴う漏水により生じる。

Q 漏水による減免方法の周知はどう行っているか。

A HPにて周知を行っている。

Q 給水原価が増額となった理由は。委託料の増加、配水場内の修繕

費などの増加によるものである。Q 所得段階別の水道料金滞納者の割合は把握しているか。

A 水道事業として所得状況の確認ができないため、把握はできない。



令和6年度焼津市し尿処理事業特別会計歳入歳出決算認定

Q 汲み取り手数料の料金改定の予定はあるか。

A 健全な財政運営が確保されていることから、現時点において料金改定の必要性はない。

Q し尿の汲み取りで直営となっているものを今後、外部に委託していく予定はあるか。

A 現在、直営のものは継続していく。

焼津市地区計画区域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定

Q 今回の改正には会下ノ島石津地区の関係も入っているのか。

A 従前の条例は会下ノ島石津地区と駅北2丁目・3丁目地区についてであったが、そこに栄町第1地区を追加するという内容である。

Q 料理店を建築してはならないとあるが、飲食店との違いは。

A 建築基準法上の料理店は、客を接待することを主な目的とした店舗を指すため、営業形態により異なる。

自主運行バス車両の取得

Q 車両更新の目安となる運行年数、走行距離は。

A 一般的には走行距離100万キロを車両更新の目安にしているが、今回更新する車両の初年度登録は平成15年9月であり、走行距離は約131万キロである。

Q 車両の納期は。

A 令和8年3月25日である。